

多子世帯への保育料に対する負担軽減を拡充します

保護者と生計が同一の子どもが2人以上いる場合、第2子以降の保育料に対して、9月分から負担軽減の対象を拡充または負担軽減のための給付金を支給します。

詳しくは、[千葉市 保育料 多子軽減](#)



認可保育施設を利用している場合

保育料が第2子は半額、第3子からは無料になります。きょうだいの年齢差や世帯の所得は問いません。

対象 次の要件を全て満たす市内在住の子ども

- ・世帯の第2子以降の子ども
- ・対象施設の0～2歳児クラスに在籍している

対象施設 保育所（園）、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業などの認可保育施設

*市外も可

注意 原則手続き不要です。下記のいずれかに該当する場合のみ、手続きが必要です。

- ・生計が同一で別居（就学や療養で市外に居住しているなど）のきょうだいがいる
 - ・幼稚園などを利用しているきょうだいがいる
- 手続きなど詳しくは、ホームページをご覧いただくか、利用施設のある区の保健福祉センターこども家庭課へお問い合わせください。

[千葉市 保育園等の利用料](#)

幼稚園・認定こども園の預かり保育、認可外保育施設などを利用している場合

保育の必要性がある第2子以降の子どもについて、保育料の負担を軽減するための給付金を支給します。きょうだいの年齢差や世帯の所得は問いません。

給付金の支給を受けるには、利用施設のある区の保健福祉センターこども家庭課で事前に認定の申し込みが必要です。

対象 次の要件を全て満たす市内在住の子ども

- ・世帯の第2子以降の子ども
- ・対象施設の0～2歳児クラスに在籍している
- *幼稚園・認定こども園の場合は満3歳児クラスに在籍している
- ・保護者全員に保育の必要性（就労・疾病など、家庭での保育が困難な事由）がある
- ・住民税課税世帯
- ・対象施設を利用し、同時に、保育所（園）、認定こども園（保育部分）、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業を利用していないこと



対象施設 幼稚園・認定こども園の預かり保育、認可外保育施設（企業主導型保育施設含む）で、幼児教育・保育の無償化制度における無償化の対象となる施設

*市外も可

申請方法 事前に、市から給付認定証の交付を受ける必要があります。

詳しくは、ホームページをご覧いただくか、利用施設のある区の保健福祉センターこども家庭課へお問い合わせください。[千葉市 多子世帯給付金](#)

[問保健福祉センターこども家庭課](#)

中 央 ☎221-2172 FAX221-2606 花見川 ☎275-6421 FAX275-6318

稻 毛 ☎284-6137 FAX284-6182 若 葉 ☎233-8186 FAX233-8178

緑 ☎292-8137 FAX292-8284 美 浜 ☎270-3150 FAX270-3291

高校生向け アントレプレナーシップ（起業家精神）教育プログラム

2カ年度にわたり、アントレプレナーシップを養成する特別プログラムを開催します。今年度は、市内でビジネスプランの立案やプレゼンテーションの手法を学びます。来年度は、選抜により海外派遣チーム（アメリカ・ヒューストン市）と国内派遣チームに分かれ、派遣先での起業家やビジネスマンとの意見交換などを通して、チャレンジ精神やグローバルな視点を学びます。

日 時 11月23日、12月21日、1月25日、2月8日、3月15日の日曜日10:00～16:00 全5回のほか、来年度に派遣を実施。

会 場 市役所

内 容 社会課題の深堀り・解決策の考案・市場調査など、ビジネスプランの作成に必要な知識などを基礎から学びます。

対象 市内に住民票のある高校1・2年生で、アメリカ・ヒューストン市への派遣（来年8月ごろ）に参加可能な方

定 員 20人（多数の場合選考により決定）

備 考 交通費・宿泊費など、派遣費用の一部自己負担有り。費用・日程など詳しくは、[千葉市 アントレ 高校生](#)

申込方法 ホームページで注意事項を確認の上、10月10日（金）までに電子申請で。

[問雇用推進課 ☎245-5278 FAX245-5558](#)

学用品費などを援助します

就学援助制度

子どもが、市立小・中学校および中等教育学校の前期課程に通う保護者または国立小・中学校、県立中学校に通う市内在住の保護者で、経済的にお困りの方に学用品費などを援助します。

真砂中学校かがやき分校に通う方は援助の制度が異なりますので、学校にお問い合わせください。

対象 次のいずれかに該当する方

- ・2024年度または2025年度中に生活保護を受給していたが、申し込み時に受給していない
 - ・2024年度または2025年度の市民税が非課税
 - ・申し込み時に国民年金保険料が免除または国民健康保険料が減免されている
 - ・申し込み時に児童扶養手当を受給している
 - ・経済的に困難または特別の事情がある
- *同一住所に住む方の所得の合計額が、4人家族の場合236万円（給与収入の合計が362万円程度）以下。基準となる所得の合計額は家族の年齢構成などによって異なります。

申込方法 在学の学校に相談の上、申請書（各学校で配布。ホームページから印刷也可）を学校へ提出。

援助の内容や要件など詳しくは、[千葉市 就学援助](#)

[問学事課 ☎245-5928 FAX 245-5982](#)

青少年の日フェスタ

市では、青少年の居場所づくりやふれあいの機会の提供を目的として、9月の第3土曜日を「青少年の日」、毎月第3土曜日および翌日曜日を「家庭・地域の日」と定めています。

青少年の日に合わせて開催する青少年の日フェスタでは、工作やVRなど、さまざまな体験ができます。ぜひ、遊びに来てください。

詳しくは、[千葉市 青少年の日フェスタ](#)

日 時 9月20日（土）10:00～15:00

会 場 生涯学習センター

[問健全育成課 ☎245-5973 FAX245-5995](#)



重ねて作ろう！紙コップアート